

Necchu Ring 規約

第1条（名称）

この会は、Necchu Ring という。

第2条（目的）

この会は、以下を目的とし、2023年4月1日に設立する。

- (1) 「学び」を地域に生み出し、社会に還元する
- (2) 「好縁」で結び、共に楽しむ
- (3) 地域の振興と、多様で持続性がある強い地域を目指す

第3条（事務所）

この会の事務所は、長野県高森町の町内に置く。

第4条（活動及び事業）

目的に合致した、以下の様な活動を行う。

- (1) 学習会・講演会・セミナーの主催・協賛
- (2) イベントの開催・運営
- (3) プロジェクト活動。農業分野や産業分野に関わる事を含むが、限定されない
- (4) ほかに、役員会または総会などで承認された、目的に合致する活動

各活動は、活動の目的や概要、リーダーを明らかにし、役員会または総会にて承認することによって、本会の活動となる。各活動のリーダーは、役員として役員会に参加する。

本会の活動は、無理をしてはならない。各自、無理のない範囲で協力し合う事とする。

第5条（会員）

この会の会員は、次のとおりとし、役員会の承認により認められる。

- (1) 正会員：この会の目的に賛同し、申込みを行った者
- (2) 名誉会員：この会の発展に寄与した者で、正・賛助会員から推薦された者
- (3) 賛助会員：(1)及び(2)以外の者で、メールなどの情報配信サービスに登録した者
- (4) 団体会員：この会の活動に賛同した団体

退会は、本人の申し出による。会員に事故ある時は、役員会にて、本人を除いた役員の全会一致により会員の資格を終了できる。

第6条（役員）

本会運営のために、次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 副代表幹事 2名(会計担当、事務局担当)
- (3) 役員 若干名
- (4) 監事 2名

監事と他の役員は重任できないものとする。

第7条（役員の職務）

各役員の職務は次のとおりとする。

- （1） 代表幹事は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を務める。
- （2） 副代表幹事は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- （3） 会計担当の副代表幹事は、本会の会計を掌握する。
- （4） 事務局担当の副代表幹事は、本会の事務を掌握する。
- （5） 監事は、本会の会計を監査する。

第8条（役員の選任および解任）

役員は、正会員の中から推薦により、総会または役員会で選出する。

任期途中で離任・解任は、以下の様な手続きによる。

- （1） 本人の申し出により、離任できる
- （2） 健康上の理由など、事故があり職務を実施できない場合は、役員会にて、本人を除いた役員の全会一致により解任できる

これらの事項が役員会で決裁された場合は、その次に総会が実施された場合に承認を得る。

第9条（総会）

総会は、正・名誉・賛助各員からなり、対面またはオンラインにて原則として毎年1回開催する。

または、役員会の決議により臨時総会を開催できる。

総会では次の事項を議決する。

出席者、または期限までに書面（電子的なものを含む）で連絡した者（委任状提出者など）の半分以上の賛同をもって議決とする。

- （1） 予算案及び決算報告
- （2） 幹事役員などの選出・信任及び解任
- （3） 運営計画などの説明・承認
- （4） その他重要な事項

第10条（役員会）

役員会は、幹事及び役員からなる。議長は代表幹事が務める。

幹事または役員の同意により役員以外の者もオブザーバーとして参加できる。

対面またはオンラインにて、原則として毎月1回開催する。

また、代表幹事の判断で、書面や電子的な方法により開催に代えることができる。

代表幹事は必要に応じて臨時役員会を開催できる。

役員会では次のようなことを協議する。

- （1） 総合計画及び活動計画案
- （2） 経費支出等予算執行上必要なこと
- （3） 監査報告書案
- （4） 総会及び臨時総会の招集
- （5） そのほか運営に必要な事項

第11条 （費用）

この団体の費用は次のようにしてまかなう。

会計報告は、電子的な方法により実施するほか、可能な限り資金提供者には報告を行うものとする。

- (1) 会員らによる寄附
- (2) 活動時に都度徴収する参加費や運営協力金
- (3) 本会の目的に沿った活動により生じた収益金
- (4) 本会の目的に沿った助成金

第12条 （規則改正）

本規則 改定または廃止は、役員会にて幹事・役員 2/3 以上の賛成によって行う。

その次に総会が実施された場合に承認を得る。

第13条 （解散）

団体は、総会の決議をもって解散できる。

解散時、残余資産、または負債がある場合は、役員会より提案し総会の決議をもって適正に清算する。

付則 この規約は 2023 年 4 月 1 日 から施行する。